

尾張旭市第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、幅広く意見を聴取するための尾張旭市第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関し意見交換を行う。

(構成)

第3条 策定会議は、15人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉関係団体
- (3) 障がい者団体
- (4) 障がい福祉事業所
- (5) 圏域福祉関係者
- (6) 関係行政機関
- (7) 公募者
- (8) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 策定会議に座長を置き、座長は構成員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、座長が招集する。

2 策定会議は、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議に関する庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、座長が策定会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。